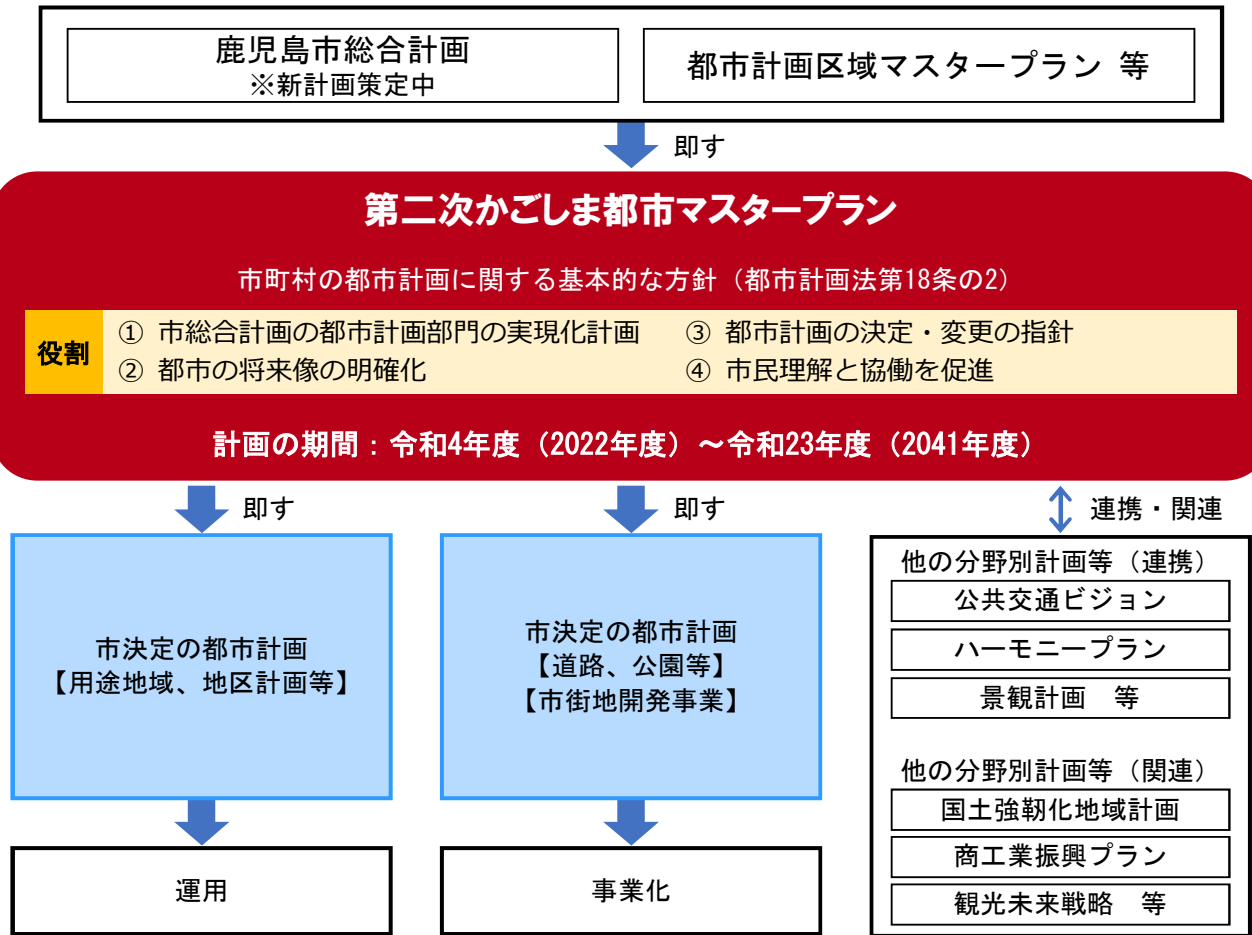


第二次かごしま都市マスタープランの骨子案

■計画策定の背景

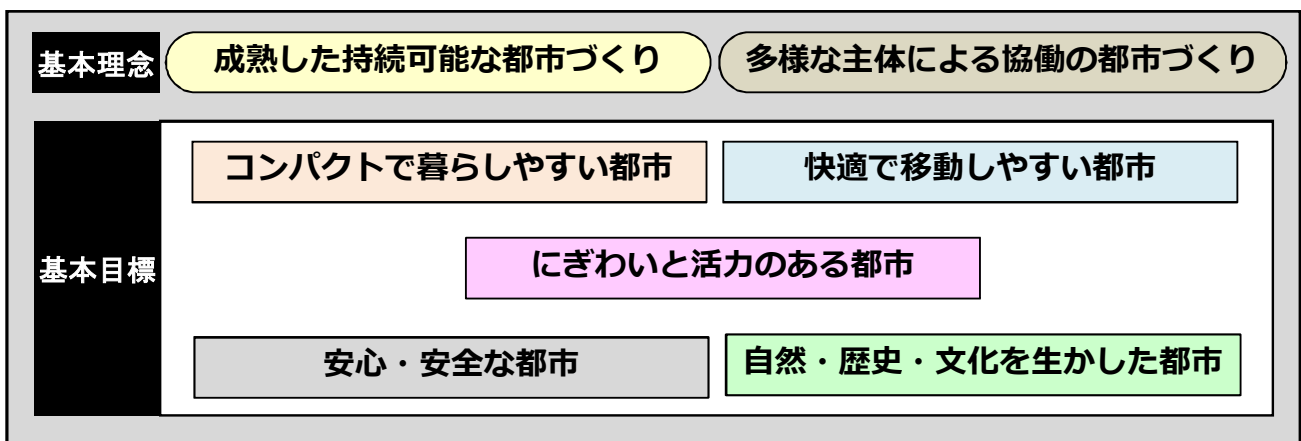
本市は、平成13年に「かごしま都市マスタープラン」を策定し、その後の市町合併にともない平成19年に改訂を行ってきたところであり、策定当初の目標年次（令和3年度）を迎えようとしていることから、社会情勢の変化等を踏まえて、「第二次かごしま都市マスタープラン」を策定するものである。

■計画の位置づけと役割・期間



■都市づくりの基本理念と基本目標

計画に、2つの基本理念と、5つの基本目標を定める。



基本理念：本計画の根本的な考え方

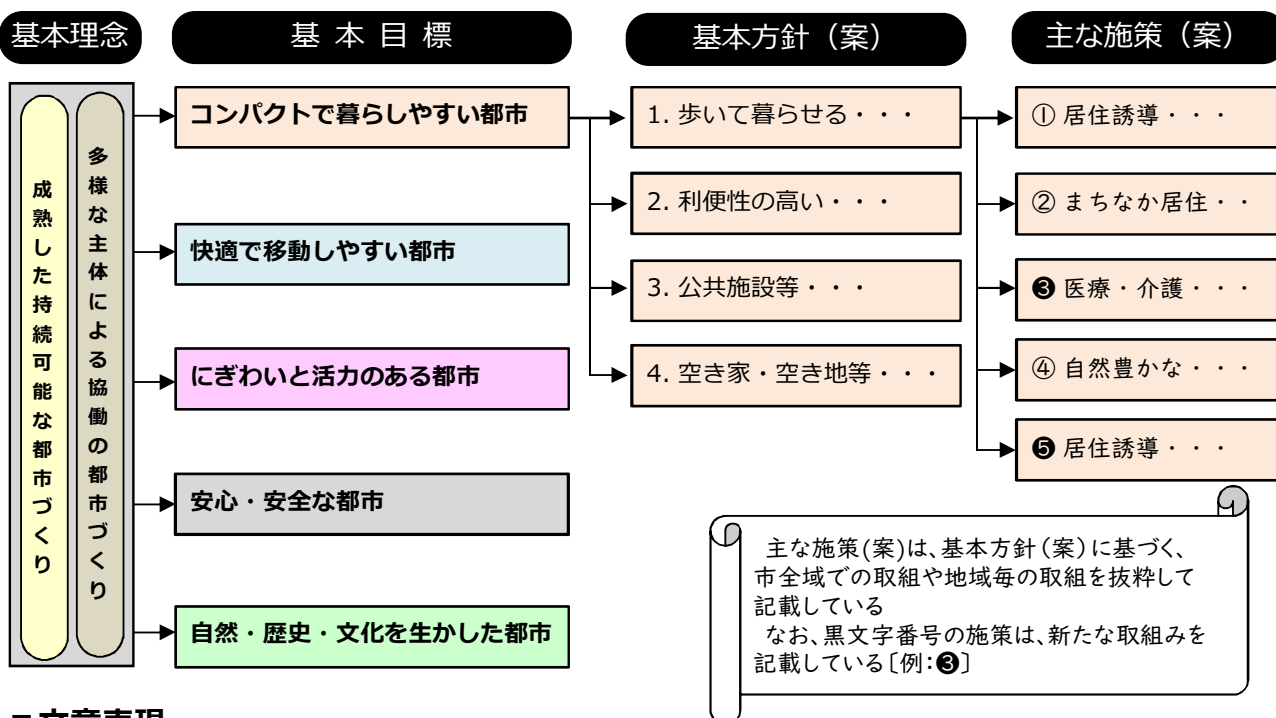
成熟した持続可能な都市づくり

「成長・拡大の都市づくり」から「成熟・持続可能な都市づくり」への転換を図り、人口減少・超高齢社会が進行する中においても、今後の時代の変化に対応し、将来にわたって健全な暮らしが可能となるよう「都市経営」の視点を取り入れた都市づくりを目指す

多様な主体による協働の都市づくり

市民、事業者、NPO法人等の多様な主体が自ら考え、協力しながら、一体的に取り組めるよう「地域貢献」の視点を取り入れた都市づくりを目指す

■全体構成



■文章表現

表現方法	実施主体等	計画の熟度
～推進する	市が主体	目標実現に向けて取り組む事項
～促進する	市民、事業者、国、県等が主体 (市は取組を誘導、促進)	
～図る	市民、事業者、行政等が協働	
～検討する	—	目標実現に向けて検討が必要な事項

コンパクトで 暮らしやすい都市

人口減少社会等に対応するため、地域特性に応じた
拠点の形成を目指す

1. 歩いて暮らせる生活圏の形成に向けた居住の誘導

- ① 居住誘導区域※1へ居住を誘導し、人口密度の維持を図る
- ② まちなか居住を図り、職住近接型の居住を促進するため、都市計画制度※2の活用を図る
- ③ 医療、介護、生活支援等のサービスが提供される生活圏に高齢者向け住宅等の誘導を図る
- ④ 自然豊かな集落の環境を保全するため、都市計画制度の活用を図る
- ⑤ 居住誘導区域以外での無秩序な市街化の抑制を図る

2. 利便性の高いまちの維持に向けた都市機能の誘導

- ① 都市機能誘導区域※3に、日常生活に必要な施設の誘導を図る
- ② 中心市街地等の都市機能誘導区域に、高次都市機能施設※4の誘導を図る
- ③ 中心市街地等のさらなる土地の高度利用に向けて、都市計画制度の活用を図る
- ④ 住宅団地の中心部に、日常生活に必要な施設が集約できるよう、都市計画制度の活用を図る
- ⑤ 低層住宅地に、住民が集える場等が立地できるよう、都市計画制度の活用を図る
- ⑥ 市街化調整区域の集落核の活力を維持するため、都市計画制度の活用を図る
- ⑦ 都市機能誘導区域以外では、大規模集客施設の立地の抑制を図る
- ⑧ 社会状況の変化等に応じて、都市機能誘導区域や誘導施設の見直しを検討する



中央町19・20番街区完成イメージ

3. 公共施設等の計画的な更新と長寿命化及び創造的利用の実現

- ① 都市づくりと連携しながら、公共施設配置の適正化を検討する
- ② 道路や下水道等のインフラの計画的な更新と長寿命化を推進する
- ③ 公共施設等の整備・運営に民間の資金等の導入を推進する
- ④ 長期未着手の都市計画道路や公園の見直しを検討する
- ⑤ 公共空間を多様な用途に活用するための取組を検討する

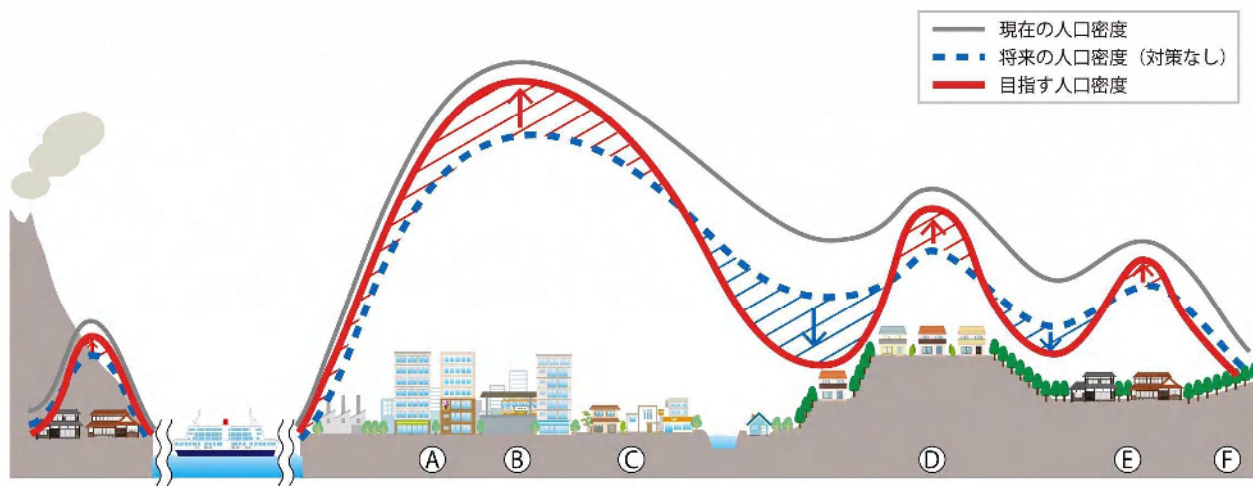


豊島区・南池袋公園：国交省資料

4. 空き家・空き地等の民間資源の活用

- ① 住宅が循環利用される環境の整備等、住宅ストックの活用を検討する
- ② まちの賑わいを創出するため、空き店舗等の有効活用を検討する
- ③ 空き地を交流広場とする等、有効活用を検討する

都市の将来像のイメージ



各エリアのイメージ

④ 中心部でのまちなか居住



⑤ 駅周辺など公共交通の利便性の高い居住



⑥ 主にバス利用圏での多様な居住



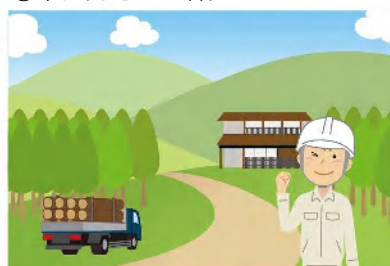
⑦ 住宅団地でのゆとりある居住



⑧ 自然豊かな集落での居住



⑨ 中山間地での居住



※1 居住誘導区域：人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域

※2 都市計画制度：用途地域や地区計画等のまちづくりのルールを定めたもの

※3 都市機能誘導区域：医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することで、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

※4 高次都市機能施設：日常の生活圏よりも広い範囲から利用される機能を持つ施設

快適で 移動しやすい都市

超高齢社会等に対応するため、交通環境の構築を目指す

1. 利便性・効率性が高い公共交通環境の形成

- ① 郊外の交通結節点におけるパークアンドライド駐車場の整備を促進する
- ② 公共交通の利用促進措置に応じて、駐車場の附置義務の軽減を検討する
- ③ 住宅団地等と交通結節点とをつなぐ路線の拡充を検討する
- ④ 公共交通不便地等における住民の交通手段の確保を図る
- ⑤ 公共交通の定時性を確保するため、公共車両優先システムの拡充を検討する
- ⑥ 情報通信技術を活用した案内情報の充実を図る
- ⑦ 公共交通のルート検索や支払いが可能なシステムの活用を検討する

2. 市民活動を支える道路交通環境の形成

- ① 南九州西回り自動車道等の高規格幹線道路の整備を促進する
- ② 鹿児島東西幹線道路、鹿児島南北幹線道路等の主要な幹線道路の整備を促進する
- ③ 臨港道路、県道小山田谷山線、県道鹿児島蒲生線等の幹線道路の整備を促進する
- ④ 向川原惣福線、武武岡線、館之馬場通線等の整備を推進する
- ⑤ 慢性的な渋滞解消のため、交差点の改良等を図る
- ⑥ 情報通信技術を活用した既存の駐車場の一体的な情報管理の仕組みを検討する

3. 安全で快適な交通環境の形成

- ① 中心市街地等で、重点的にバリアフリーに配慮した交通環境の整備を図る
- ② バリアフリーに配慮した軌道施設や旅客施設等の整備を図る
- ③ 歩道の段差・勾配の解消等、歩行空間のバリアフリー化を図る
- ④ バス停にベンチや上屋を設置する等、待合施設の改善を図る
- ⑤ 生活道路において、ゾーン30を導入する等、交通安全対策を図る
- ⑥ 生活道路において、緊急車両や小型バスが通行できるよう道路拡幅等を推進する



電停のバリアフリー化

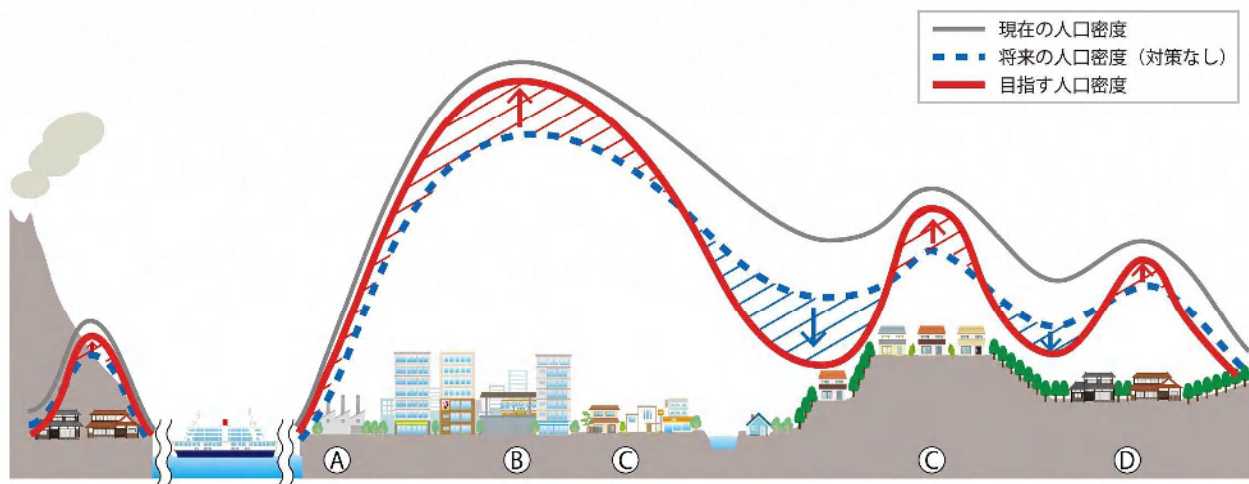
4. 車中心から人中心への交通環境の創出

- ① 快適に移動しやすい歩行者・自転車利用空間の整備を図る
- ② 健康づくりにつながる歩行者・自転車利用空間の整備を図る
- ③ シェアサイクルの利便性・機能性を向上させ、誰もが利用しやすいサービスの提供を図る
- ④ 民間開発と連携したサイクルアンドライド 駐輪場等の整備を検討する



コミュニティサイクル「かごりん」

都市の将来像のイメージ



各エリアのイメージ

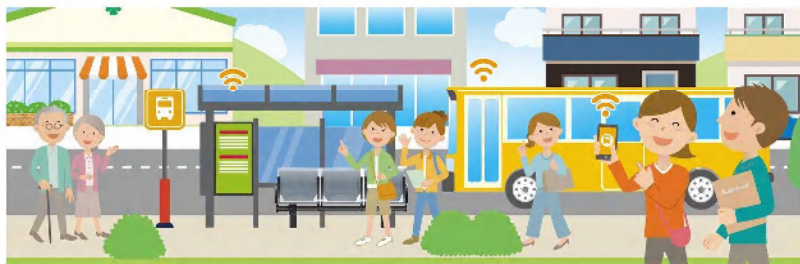
①市民活動を支える道路整備



②車中心から人中心の交通環境



③情報通信技術を活用した交通環境の向上



④生活路線・生活道路の確保



にぎわいと活力 のある都市

未来につながる都市に向けて、都市の活力向上や次世代を育む環境整備を目指す

1. 県都としての都市機能が集積された広域的な拠点の形成

- ① 中心市街地における再開発事業を促進し、土地の高度利用や商業・業務機能の充実を図る
- ② 広域的な拠点形成（高度な医療を提供する病院等の立地）に向けて、都市計画制度の活用を図る
- ③ スポーツを通じたまちづくりを推進するため、スタジアムの整備等を図る
- ④ 国内外の会議や旅行、イベント等を呼び込むため、MICE※1施設の誘導を検討する

2. 稼ぐ国際観光都市の実現

- ① 中心市街地の回遊性を高め、賑わいを創出するため、路面電車観光路線の新設を検討する
- ② 路面電車観光路線の沿道では、まちなみデザインの統一等、都市計画制度の活用を図る
- ③ 世界文化遺産等を活用するため、JR磯新駅の設置を促進する
- ④ 国際クルーズ拠点として、ウォーターフロントの魅力向上を図る
- ⑤ 本港区エリアでは、いづろ・天文館地区等との連携が図られた拠点の形成を図る
- ⑥ 外国語表記の併用や景観に配慮したデザイン等、統一した都市サインの設置を図る
- ⑦ ジオパークの魅力を高めるため、展示施設等の環境整備を図る

3. 産業の成長促進に向けた多様な働き方の実現

- ① 産業構造の変化や低未利用地の増加等に対応するため、都市計画制度の活用を図る
- ② 低層住宅地では、テレワーク等の多様な働き方の実現等、職住近接型のまちづくりに向け、都市計画制度の活用を図る
- ③ 流通業務団地では、産業物流の拠点としての機能の保持、増進を図る
- ④ 物流の迅速化に対応するため、インターチェンジ周辺での工業・流通系の立地を促進するため、都市計画制度の活用を図る

4. 居心地がよく歩いて楽しい個性と魅力ある都市空間の創出

- ① 沿道店舗のオープンスペースの提供や低層部のガラス張り等を促進する方策を検討する
- ② 道路空間を活用したオープンカフェ等の設置を促進する方策を検討する
- ③ 居心地がよい歩行者空間の形成を図るため、ベンチの設置等を検討する
- ④ 住民等が主体となって地域の価値を高める取組（エリアマネジメント）を促進する



松山市花園町通り：国交省資料

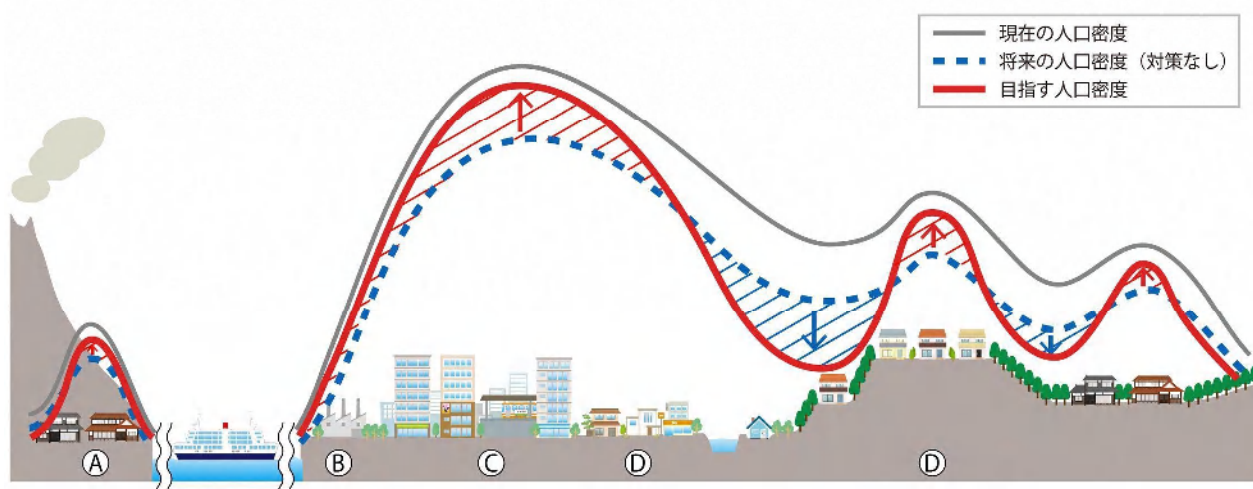
5. 次世代を育む生活環境の形成

- ① 子育て支援の推進や児童虐待対策の強化のため、児童相談所の設置について検討する
- ② 子育て施設の併設等を促進するため、都市計画制度の活用を図る
- ③ 働きながら子育てがしやすい環境を形成するため、職住育近接型のまちづくりに向けて、都市計画制度の活用を図る



北部親子つどいの広場（なかよしの）

都市の将来像のイメージ



各エリアのイメージ

①外国人観光客の受入環境の充実



②ウォーターフロントの魅力向上



③歩いて楽しい都市空間の創出



④多様な働く場の実現



※I MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議等（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のこと

1. 風水害に強い都市の形成

- ① 災害発生の危険性が特に高い地域では、居住の誘導はせず開発抑制や住居移転を促進する
- ② 災害発生の危険性が高い地域では、必要に応じて居住誘導区域から除外を検討する
- ③ 砂防施設等の整備を促進するとともに、急傾斜地崩壊対策事業※1の推進を図る
- ④ 甚大な浸水被害の発生を防ぐため、河川の改修や公共下水道（雨水）の整備を図る
- ⑤ 河川への雨水の流入を抑えるため、歩道等の透水化や雨水貯留施設の整備を図る
- ⑥ 田上小学校周辺における土地区画整理事業※2を検討する

2. 地震・火災に強い都市の形成

- ① 滑動崩落や液状化が懸念される宅地等の耐震化を図る
- ② 住宅等の耐震化やブロック塀等の安全対策を促進する
- ③ 避難や救助活動等の支障とならないよう、公共施設等の耐震化を推進する
- ④ 避難時の障害となる電柱の倒壊を防ぐため、道路の無電柱化を推進する
- ⑤ 住宅密集地の解消のため、土地区画整理事業を推進する
- ⑥ 建築物の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定の拡大、見直し等を検討する
- ⑦ 大規模火災発生時の避難・救援活動の場となる都市公園や緑地の確保を図る



谷山駅周辺地区土地区画整理事業

3. 桜島爆発・降灰に強い都市の形成

- ① 火山灰等の堆積による土石流や洪水を防ぐための対策を促進する
- ② 大規模噴火時の大量軽石火山灰の降下に備えた対策を図る
- ③ 降灰時でも安心して買い物ができるよう、商店街アーケードの整備を促進する



天文館アーケード

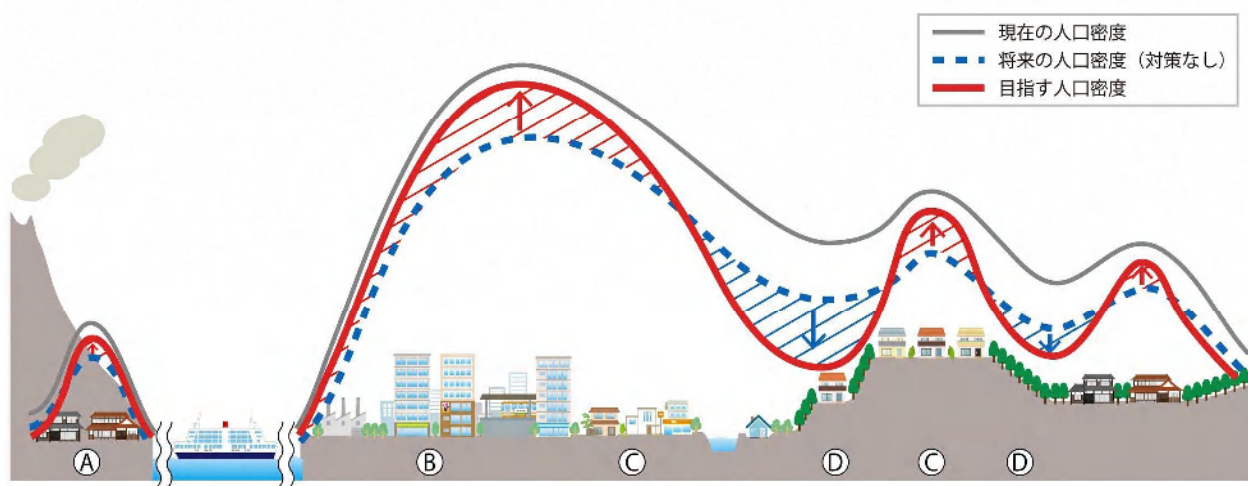
4. 早期に復旧・復興できる都市の形成

- ① 一時滞在施設※3や備蓄倉庫等を備えた施設の整備を促進するため、都市計画制度の活用を図る
- ② 避難場所にマンホールトイレ等の防災設備の整備を推進する
- ③ 災害に強い道路網の形成を図る
- ④ 大量の災害廃棄物の発生に対応するため、災害廃棄物の仮置場の確保を図る

5. 暮らしの安全性に配慮した都市の形成

- ① 危険な空き家等の解体等、地域の安全性の確保を図る
- ② 防犯灯や防犯カメラの設置等を促進し、地域の安全性の向上を図る
- ③ 道路や公園の不具合等を情報通信技術を活用して把握するシステムを検討する

都市の将来像のイメージ



各エリアのイメージ

①火山防災対策の推進



②地震防災対策の推進



③火災防災対策の推進



④土砂防災対策・浸水防災対策の推進



- ※1 急傾斜地崩壊対策事業：急傾斜地崩壊危険箇所の自然がけに対し、急傾斜地の崩壊を防止する工事等を行う事業
- ※2 土地区画整理事業：土地の所有者から道路・公園等の公共用地を生み出すために土地の一部を提供してもらう減歩制度と、従前宅地の権利を新しい宅地に置き換える換地処分によって、土地の区画形質を整え、宅地の利用増進を図る事業
- ※3 一時滞在施設：大規模災害を起因とする公共交通機関の停止等に伴うライフラインの寸断により、大量に発生すると想定される帰宅困難者等を、一時的に滞在させる施設

自然・歴史・文化 を生かした都市

魅力あふれる都市に向けて、人と自然が共生した都市環境づくりや美しい景観づくりを目指す

1. 良好な都市景観の形成

- ① 桜島や城山への眺望等、自然と市街地が一体となった雄大な眺望景観の保全を図る
- ② 本市特有の景観が残る地区を景観形成重点地区に指定し、良好な景観の形成を図る
- ③ 中心市街地において、通りごとに特色を生かしたまちなみ景観づくりを検討する
- ④ 景観を阻害する電線や電柱の地中化等による無電柱化を図る
- ⑤ 史跡や文化施設等、歴史と文化を生かした市街地空間の創出を図る
- ⑥ ストーリー性のある歴史と文化の魅力を深めるため、世界文化遺産の保全と活用を図る
- ⑦ 歴史的な地名、通り名、施設名等を生かしたまちづくりを検討する



磯地区 仙巖園

2. 自然環境の保全・活用

- ① 自然緑地等を保全し、レクリエーション活動の場として活用を図る
- ② 市街地にある斜面緑地は、身近な緑地として保全するための方策を検討する
- ③ 市民に親しまれる保存樹等の維持と活用を図る
- ④ 城山周辺等の緑の保全を進め、自然観察の場としての活用を図る
- ⑤ 河川の整備では、生物の生息空間に配慮した水辺づくりを図る

3. 緑豊かな都市環境の形成

- ① 生垣の設置等による緑のまちなみを形成するため、地区計画※1の活用を推進する
- ② 潤いのある空間を創出するため、民間建築物の屋上や壁面の緑化を促進する
- ③ 住宅と工場等が共存する環境を維持するために、工場敷地内の緑化等を促進する
- ④ 公共施設等の整備や一定規模以上の開発行為では、緑化を図る
- ⑤ 本市を象徴するまちの風景である市電の軌道敷緑化の保全を推進する

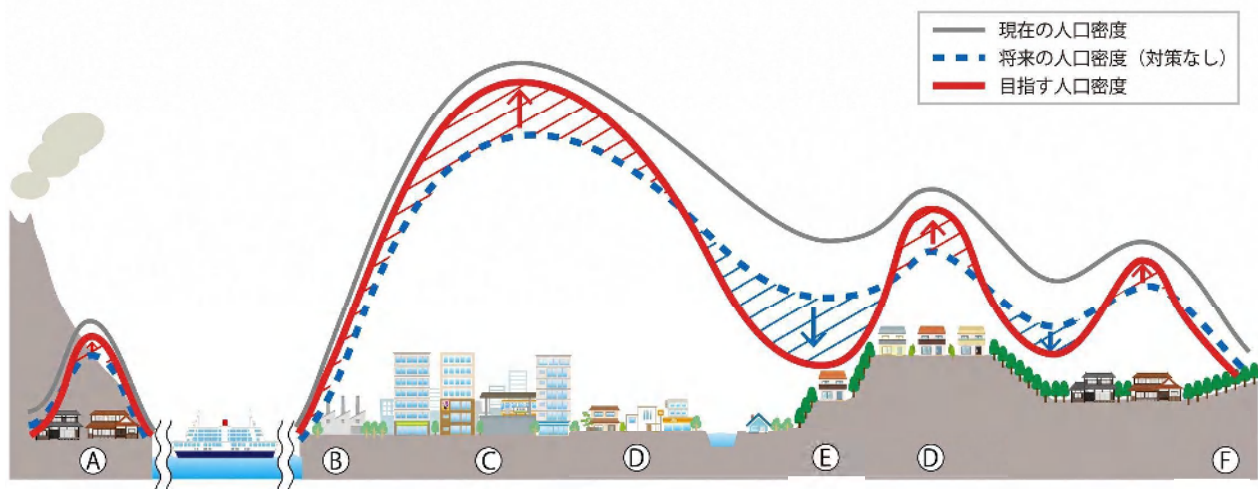


桜ヶ丘ビュータウン地区地区計画区域

4.ゼロカーボンシティかごしまの推進

- ① 再生可能エネルギーの地産地消を図る
- ② エネルギーの効率的利用等、環境性能※2の高いまちづくりを検討する
- ③ 公共施設等の省エネルギー化を推進する
- ④ 環境性能の高い建築物を誘導するため、都市計画制度の活用を図る

都市の将来像のイメージ



各エリアのイメージ

①雄大な眺望景観の保全



②特有の景観が残る地区の保全



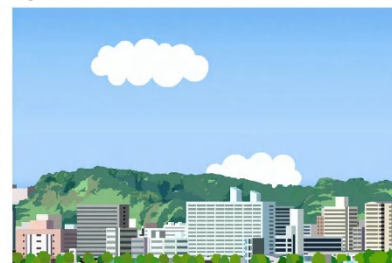
③歴史等を生かした市街地空間の創出



④再生可能エネルギーの地産地消



⑤斜面緑地の保全



⑥自然緑地の保全・活用



※1 地区計画：一定のまとまりをもった地区に、その地区の実情に合ったきめ細かな規制を行う制度

※2 環境性能：省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用といった環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価した性能